

第3回次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会 会議録

日時：平成30年10月15日（月）午後5時から午後7時20分まで
場所：千葉県教育会館 新館501

1 開会

【司会】

報道関係の皆様にお願い申し上げます。本日の写真撮影については会議開始後20分間とさせていただきますので、御協力、お願ひいたします。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元に配付させていただきました本日の資料について、確認させていただきます。御机上の配付資料一覧にお示ししましたとおり、会議次第、座席表、出席者名簿、委員名簿、そしてその下に、資料1、第2回次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会の開催について、資料2、第2回次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会会議録、資料3-1、教員の資質向上についてー教職員の研修ー、資料3-2、教職員の人事評価制度、資料3-3、県教育委員会が行ってきた主な不祥事根絶対策、資料3-4、学校における働き方改革推進プラン（概要）、資料3-5、採用選考について、資料4、明石特別委員作成資料「学校指導体制の整備」、資料5-1、いじめや不登校に対する取組や対応について、資料5-2、千葉県いじめ防止基本方針（概要）、資料5-3、千葉県版不登校対策指導資料集（概要）、資料5-4、不登校対策支援チームの設置について、資料6、第2次千葉県特別支援教育推進基本計画・第2次県立特別支援学校整備計画（概要版）、資料7、県立学校改革推進プラン・第4次実施プログラム（要約版）、資料8、保坂特別委員作成資料、あわせて千葉県版不登校対策指導資料集、資料9、佐藤特別委員作成資料、資料10、次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会 今後の日程。以上でございます。

不足等ございましたら、恐れ入りますが、お申し出いただければと思います。

それでは、ただいまから第3回次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会を開会いたします。

初めに、特別委員の皆様を御紹介させていただきます。出席者名簿をごらんください。

ここで最初に皆様に御報告がございます。当初、いじめ不登校防止については森田洋司特別委員から御意見をいただく予定でございましたが、諸般の都合で参加が難しい旨御連絡をいただきました。そこで、いじめ不登校防止の取組に見識が高く、昨年度、千葉県版不登校対策指導資料集作成委員会の委員長を務めていただきました千葉大学の保坂亨教授に特別委員をお願いいたしました。

なお、委員名簿につきましても改訂させていただきましたので、御了承願います。

それでは、改めまして、本日御出席いただいている特別委員の皆様を紹介いたします。

明石要一特別委員でございます。

【明石特別委員】

明石です。よろしく。

【司会】

保坂亨特別委員でございます。

【保坂特別委員】

ピンチヒッターの保坂です。よろしくお願いします。

【司会】

佐藤慎二特別委員でございます。

【佐藤特別委員】

よろしくお願ひいたします。

【司会】

なお、本日、天笠委員は少しおくれていらっしゃる予定でございます。また、錢谷委員が所用のため欠席されています。

皆様、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これからのお進みを貞廣座長にお願ひいたします。

2 報告

【貞廣座長】

皆様、こんにちは。委員の皆様にはお忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。前回第2回の会議では子どもたちの資質・能力の向上と道徳教育の充実等をテーマに、大変重要かつ私個人といましても大変刺激的な御意見をいただいたところでございます。

本日、第3回の会議では学校指導体制の整備といじめ不登校対策及び特別支援教育、魅力ある学校づくりなど、現在、多くの学校が直面している課題、大変多岐にわたっておりますが、これらをテーマに御意見を伺いたいと考えております。そして、第3期千葉県教育振興基本計画の策定に向けて、10年後、2030年以降の千葉県の学校の目指す姿を明確に示すことができますように、是非本日も建設的な御意見や御提案をお願ひいたします。

では早速、次第に従いまして進めてまいります。

まず、次第の2、報告で、前回会議の概要について、事務局から御説明申し上げます。また、前回の会議で天笠委員から御質問のありました高等学校における道徳教育の現状についても御回答をお願いしたいところでございますが、天笠委員、おくれていらっしゃいますので、御到着になりましたら、あわせて御回答いただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

【教育政策課長】

それでは、第2回の懇話会について説明をさせていただきます。

お手元資料1をごらんください。第2回次世代へ光り輝く「教育立県しば」を推進する懇話会を平成30年9月3日午後5時からホテルポートプラザちばで開催いたしました。第2回の会議では子どもの資質・能力の向上と道徳教育の充実をテーマに御意見をいただきました。

各テーマの協議に先立ち、特別委員の方々から御意見をいただき、その後で参加した委員の皆様で意見交換を行いました。最初に、子どもの資質・能力の向上について藤川特別委員と白水特別委員から御意見をいただきました。藤川特別委員からは、子どもたちに現代社会の課題を実践的に解決するための資質・能力の育成が大切である。そのためには産学官連携による千葉県のリソースを生かした教育に取り組む必要がある。また、白水特別委員から、アクティブ・ラーニングの授業法の一つである知的構成型ジグソー法を紹介していただき、授業を変えれば子どもは変わる、授業改善のためには教員同士が協働で授業を研究する体制づくりへの支援が必要であるという御意見をいただきました。

次に、道徳教育の充実について、永田特別委員から道徳の教科化をチャンスと捉え、千葉県独自の郷土・地域教材の開発と活用を推進するとともに、全国に先駆けて取り組んでいる高等学校の道徳を学ぶ時間の一層の充実を図ってほしいという御意見をいただきました。

なお、会議の詳細につきましては、お手元資料2の会議録をごらんいただきたいと思います。第2回の懇話会の概要についての説明は以上でございます。

では、天笠委員、御到着なので、先ほどございました前回懇話会で天笠委員から高等学校における道徳教育の現状について、主権者教育への対応等、教育改革との関連を意識しながら調査資料とその分析結果も含めて説明してほしいと御質問いただきましたので、ここで回答させていただければと思います。

昨年度末に県立高校を対象に実施しました高等学校「道徳」を学ぶ時間に関する調査によりますと、全ての高校が計画どおり、またはほぼ計画どおりに実施したという報告を受けてございます。これは道徳を学ぶ時間の導入から5年目を経て各高校に道徳を学ぶ時間が定着してきた成果と考えております。県が作成した読み物教材と映像教材の活用状況につきましては、読み物教材を全ての高校が活用し、映像教材については約72%の高校が活用したという報告を受けてございます。

また、道徳に関する校内研修の実施状況については87%の高校が実施したと報告し、そのうち半数以上の高校が授業の相互参観や研究協議を実施したという報告を受けております。各高校に行った調査の中で、次年度の課題として適切な資料の入手と効果的な指導法を挙げる高校が多くございました。そこで、県教育委員会では昨年度読み物教材、「明日への扉III」を作成し、全校へ配付しました。今後は、この教材の積極的な活用を促してまいります。加えて、各種研修会で効果的な指導方法に関する研修を充実させるとともに、研究指定校など、先進的な高校の取組について各高校に積極的に情報を提供してまいりたいと思います。

最後に、18歳選挙権に伴う主権者教育の推進につきましても、今後、学習指導要領や教科書の内容を踏まえ、道徳教育との連携を模索しながら検討するとともに、道徳教育の充実に一層取り組んでまいります。

以上で高校の道徳教育に関する御質問への回答とさせていただきます。

【貞廣座長】

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明について、御質問や御意見、ございますでしょうか。天笠委員、よろしいですか。

【天笠委員】

どうもありがとうございました。今、どのぐらいの活用があるかとか、どのぐらい進んでいるかということについての全体的な状況ということにつきまして御報告いただきました。そういう意味では5年目ということで、形の上では随分定着し、また、広い普及の意味を持っているかなと思いますので、次の課題は、質的なことについてどう深めていくのか、追求していくのかという、そういうことで引き続きそこでの検討というんでしようか、いろいろなアイデアを集積して、質の深まりということを期待申し上げたいというふうに意見として申し上げさせていただきます。どうもありがとうございました。

【貞廣座長】

どうもありがとうございました。

ほかに御質問や御意見、ございますでしょうか。よろしいですか。

3 協議

(1) 学習指導体制の整備

では、次第の3、協議に移ります。まず、協議1、学校指導体制の整備についてです。まず事務局から千葉県の現状について御説明をお願いいたしますが、本日の意見交換等で事務局から補足説明等が必要と考えられる場合は、可能な限りこの場でもお答えいただければと思います。また、この場では難しいということであれば、持ち帰って、後日、次回にお答えいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【教育政策課長】

それでは、学習指導体制の整備について、千葉県の現状と取組について説明したいと思います。お配りの資料3-1をごらんください。

最初に、現行の教職員の研修体系について説明いたします。

ベテラン教員の大量退職に伴い増加する若手教員の育成や社会の変化に伴う新しい対応などのため、平成23年度から現行の研修事業を進めてまいりました。

2ページの4、研修の全体像をごらんください。経験年数が10年程度までの教員に対しましては基本的指導力の育成を目標に、初任者研修、5年経験者研修に加え、2年目、3年目の教員を対象としたフォローアップ研修や7年目の教員を対象としたステップアップ研修を行っております。経験年数が10年程度以上の教員に対しては、実践的指導力や企画力、経営力の向上などを目標とする中堅教諭等資質向上研修等を設け、ライフステージに対応した研修を行っているところです。

3ページをごらんください。その他として、若手教員自らがチームを組んで行う校内研修、あるいは土曜日等に県が実施している教師塾等の取組がございます。

次に、千葉県・千葉市教員等育成指標と新たな研修体系と研修計画について説明いたします。

6ページをごらんください。平成28年11月に教育公務員特例法の一部が改正されました。本県ではこの法改正に伴い、千葉大学等教員養成課程を持つ大学の代表と協議会を設置し、千葉市と合同で教員の身につけるべき資質・能力を示す千葉県・千葉市教員等育成指標を策定いたしました。

千葉県・千葉市教員等育成指標につきましては、7ページをごらんください。目標に信頼される質の高い教員の育成を掲げ、教員の身につけるべき資質・能力を教職に必要な素養、学習指導に関する実践的指導力、生徒指導等に関する実践的指導力、チーム学校を支える資質・能力の四つの柱に整理するとともに、研修段階を成長期、発展期、充実期の三つのキャリアステージに区分しました。

8ページをごらんください。上の段は教職に必要な素養など、教員等が身につけるべき資質・能力の四つの柱について説明したものです。下の段は、三つの各キャリアステージで目指すものを示しています。

9ページをごらんください。自ら学び続ける教員等育成のための全体構造です。第1段階として教員一人一人が指標に基づいて自分の目標と課題を明らかにします。そして、第2段階では指標を踏まえた研修体系と研修計画から目標達成のための研修を選択し、受講いたします。第3段階では研修履歴システムで自分の研修履歴を振り返るとともに、次のステップに進むため、もう一度第1段階に戻って新たな目標と課題を設定します。このサイクルを繰り返すことにより、自ら学び続ける教員の育成を図ろうとするものです。そのためにも今年度中に指標を踏まえた研修体系と研修計画を策定するとともに、平成32年度には研修履歴システムの運用を開始する予定でございます。

続きまして、資料3-2をごらんください。人事評価についてでございます。

人事評価は職員の能力開発と人材育成、そして、学校組織の活性化を目的に実施しております。職員は、各学校の教育目標を踏まえ、各自の目標を設定、申告し、自己評価を行います。そして、評価者である管理職は、業務観察及び面談を通して職員に指導・助言を行うとともに、目標申告シート、

職務能力発揮シートで職員の業績と能力を評価いたします。なお、平成30年度から全ての職員の評価結果が次年度の勤勉手当及び昇給に反映されることとなります。

次に、資料3-3をごらんください。不祥事根絶対策でございます。

不祥事根絶対策につきましては、不祥事防止のための通知やリーフレットの配付、各種会議や研修での指導を徹底するだけでなく、各学校にモラールアップ委員会を活用した参加型研修の実施を求めております。

2ページが最近5年間の状況ですが、残念ながら毎年十数件の懲戒処分事案が発生しております。

次に、3-4をごらんください。今年4月に全序的な体制で教職員の長時間労働の改善に取り組むため、これまでの組織を改編し、働き方改革推進本部を設置しました。また、昨年度末に改定した教育職員の総労働時間の短縮に関する指針を踏まえ、当面の目標として、週当たりの在校時間が60時間を超える教職員をゼロにするという数値目標や、教育委員会及び各学校の具体的な取組等を盛り込んだ本県の行動計画である学校における働き方改革推進プランを9月に策定いたしました。今後、定期的に勤務実態調査及び意識調査を実施し、検証するなど、学校における働き方改革を着実に進めてまいります。

最後になりますが、資料3-5をごらんください。教員の採用についてでございます。

教員の採用に当たりましては、人物重視の選考を行うため、本県の求める教員像を明らかにして、1次選考で集団面接を、2次選考で個別面接を実施しております。採用選考で2回の面接を行うことにより、熱意ある人間性豊かな人材の採用に努めております。

2ページをごらんください。複雑化、多様化する教育課題に対応するために、多様な人材の確保に努めるとともに、豊かな体験を有する人材の確保のために、60歳未満の方が志願できるようにしております。民間企業経験者、国際貢献活動経験者、教職経験者を対象に特別選考を実施しているほか、すぐれた知識・能力を有する人材確保のため、大学から推薦された者や英語能力のすぐれた者などについても特別選考を設けております。さらに、将来の人材確保に向けた取組として、高校生に教職の魅力などを伝える出前講座や、教員志望の大学生に小学校や特別支援学校での実践研修を1年間通して体験する機会を提供する「ちば！教職たまごプロジェクト」を実施しています。

以上で学校指導体制の整備に関する千葉県の現状と取組についての説明を終わります。

【貞廣座長】

ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました千葉県の取組と現状を踏まえまして、早速ですが、特別委員の先生方から御意見を伺いたいと思います。

まず明石委員からお願ひいたします。大変恐縮ですが、15分程度でよろしくお願ひいたします。

【明石特別委員】

明石でございます。資料4をごらんください。1から10まで提案しておりますけれども、まず小学校で言いますと、小学校の学校でいじめとか、少人数の加配の先生が来ます。その時低学年、中学生年、高学年の主任教員、仮称でしようけれども、設置にかかる。低学年、1、2年生を総括する先生、3、4年生を面倒見る、5、6年生を見るという。そうすると、新卒の先生が非常に助かるんですね。例えば40年ほど前みたいに1学年が6クラスぐらいあれば、学年主任がいたんだけども、小学校の場合には、今学年主任が存在しない。そうすると、2学年を担当する教員を置いてくれると、新卒の若い先生が悩みも打ち明けられるし、進路のことも相談できる。これはどこもやっていませんから、是非千葉県が初でやってくれると、初等教育の先生方が非常に助かる。

2番目が、社会に開かれた教育課程を推進するには学校と地域をつなぐ地域連携担当教員を置くというのを中教審でも提案しております、その場合、地域の実情をよく知った社会教育士、2020年度から設置されますけれども、社教主事の資格を持った方をそこに担当させるということをすると、教頭先生が非常に助かる。栃木県は導入してうまくいっているという。

こういうデータもあります。学校が社会に開かれたほど教員は助かるという国研のデータもありますから、先生方、最初は学校を開くのを非常に嫌がるんだけれども、聞いてみると、意外と助かるんだなというのが出てきております。この辺はまず頭に置いていただきたい。

3番目を言いたいんですけども、小学校3、4年生に優秀な教員を配置する。学力の分化は3、4年生から始まっているんですね。日本財団のデータでもそういうふうになってきておりまして、教科が増え、算数、国語の計算と漢字が急に増えています。教科というのは社会科と理科が出てきて、さあ、勉強よといって、例えば算数嫌いは、1、2年生にはいないんです。3年生から算数嫌いが出てくるんですよ。学級集団のつくりは3、4年生が一番難しいんですよ。古い校長先生、イメージは、6年生と1年生にしっかり先生を持っていくんです。卒業があるし、1年生。3、4年生は、言葉は悪いけれども、そつない先生を持ってくる。そつない先生は10年に1回しか勉強しない。学習指導要領が変わると、勉強するんですよ。10年に1回しか勉強しないから、例えば10月の今ごろは、3年生の算数はどこをやっているか、勉強しなくともわかるね。そういうのがあるので。それと若い先生が組むんですよ。そうすると、学力が低下しなくて、5年、6年生の算数、国語の力がつかなくて、中学校まで引きずってくるという。キーワードは、3、4年生の教科指導をしっかりさせる。

二つ目は、3、4年生は昔はギャングエイジと言われましたように、徒党を組む生活体験をしているんですけども、今の子どもたちは地域でそういう体験をしていませんから、ひとりぼっちがみんな勝手に動き回る。若い先生はそれでなかなか集団をつくれない。教頭先生が入っても、なかなか学級崩壊が直ってこない。5年、6年生の学級崩壊の兆しは3、4年生の担任にややもするとある。多分、これは保坂先生がしゃべってくれるかもしれないけれども、いじめと学級崩壊の面というのは非常に根が深い。

4番目ですけれども、準要保護の比率が20%以上の学校に対する支援をしてほしい。県がどこまで持っているか知りませんけれども、千葉市で言いますと、小学校111校、中学校は56校あります、中学校で準要保護が25%以上のところが6校あるんです。小学校は5校あるんですよ。ここは言葉は悪いんですけども、様々な家庭環境があって先生がいかに指導しても難しい。地域があまりきずながございませんから、非常に困っているんですね。そういうところに、教師1人に任せてはだめなんです。それで、できたら校長に人事権を与える。高校の場合、千葉県はやっと校長先生に人事権を与えつつありますけれども、小中学校はあてがい扶持でやるんですから。そうすると、できたら県の若い指導主事の人を、50前後の人〇〇小学校に5年間行ってこいと。あなたに教員人事権を5人与えますよ。それで、5年間責任を持ってやってください。それぐらいやらないと、校長先生が非常に大変になってくるという。そういう意味では校長がチーム学校体制をつくれる支援をするというのを、なかなか議論は難しいと思いますけれども、思い切ったことをやっていかないと20%以上は非常に大変だ。

5番目は、先ほどありましたけど、働き方改革を推進するには、教員の学校内の分掌をはつきりさせるというのがあります。これは当然中教審の方で答申を出していますけれども、教師が必ずやらなければいけないものとやらなくてもいいものとかというのを明示していますから、あれを県の先生方に、また校長先生にわかるように持っていくみたい。これは天笠先生も詳しいですけれども、例えばか

つて足立区がベネッセの部長さんを雇用して、校長先生をやってもらったんですね。5年間。そうすると、教育課程は先生に任せるけれども、教育の外的事項は私が何とかしますよという形で、教員からの支持があったとかという。そういう職務の見える化をしてくれると、先生方は助かるかなと思いました。

6番目は、幼小中の接続を明確にする。言葉では結構多いんでしょうけれども、残念ながら、それぞれがお互いの教育課程を知らないんです。例えば千葉県の小学校の算数部会ってあります、専科ではありませんけれども、算数の教員もやる。先生が算数部会に入ります。その先生方で約400名に中学校の数学の教科書を読んだことがある人はたったの1割なんです。私、ショックを受けて。中学校の数学専科、約300名の先生にお聞きしたんですけども、小学校の算数の教科書を読んだ方は3割。これは国語でも理科でも社会科でもやってほしい。本当にまず教科書を知らないと、教育課程を知らないんだから。こういう素朴なことから教育改革をやっていかないと、神は細部に宿るので、足元から見直すということを是非この会議の中で提案していきたいんです。

例えば千葉県で言いますと、東葛の方は、吹奏楽では天下をとっていますけれども、小中高でやわらかい連絡をとっているんですね。小学校、中学校、柏市立高校とか。だから、9年間、12年間で音楽教育をやっているという。そういう下積みが、つなぎが要るかなということを申し上げました。

7番目が新卒教員の力量アップをどうするかという。最近は減ったらしいんですけども、かつては千葉県、初任研の宿泊合宿をやっていたんですね。2泊3日で。これが結構同輩意識を育てる。仮に300名ぐらい来た時にお互いのメールを交換したり、同期意識といいましょうか。学校が違っても悩みも交換できる。こういう仲間づくりというのをもう一度見直してもいいんじゃないかと思っているんですね。

もう一つは、年齢の違った教員同士でペア研究を進める。例えば教員になった2年目の先生と、新卒は初任研がありますけれども、2年目の先生と30代前半の先生がペアをつくって研究をして、それをいろいろなところで発表してもらう。企業では朝食会にそういうペア研究をさせて、中堅の人と新任の方がチームをつくって、朝食会で役員に発表する。その発表のいい悪いは2年目の方よりも中堅の方が評価されるという。お互いの刺激し合うような関係ができると言われております。この辺を進めたい。

次、校内の授業研究フェスティバルを増やしてほしい。よく県と市の教育センターで研修をやっています。これは非常にいいことなんですよ。一番力がつくのは校内の研修をやる。これが非常に忙しくて、なかなかできない。45分とか、50分はできないんです。できたら25分か30分の略案を書いて、先生方に模擬授業をしてもらって、その時の発表会でなくて、簡単なメールとか、メモを書いて、この辺よかったです。そういう校内で教師の力量を形成するという授業フェスティバルを木更津市教育委員会が始まつつあるんですけども、是非そういうこともやってくれるといいかなという感じがします。

この文言には書いていませんけれども、校長と教頭の人事に関して、できたら教頭先生を長くやって、校長先生、2年目にやりますよね。いろいろな事情で。そうすると、その方が校長になった時になかなか判子を押せない。教頭先生は、判断力はあるんだけれども、決断力はなかなか育成されてない。いろいろな事情、たくさん集めるのは教頭先生が集めて、A案、B案、C案をつくるのはうまいんだけれども、それを校長先生がAかBをとりますよね。決断。教頭が長いと決断できなくて、手が震えて、すぐ教育委員会に電話して、どうしましょうか。だから、お願いしたいのは、教頭先生は3年で終わらせる。校長を長くさせる。そういう場数を踏ませないと、後がない校長に何もしないんで

すけれども、2年間黙って。全部ではありませんよ。そういう方もいらっしゃるということをちょっと頭に置いていただくといいかなというのが1点。

同じことで、高校の教員の人事で、なぜか最近新卒が増えて、新卒で行く方は、教育困難校にまず行ってこいと。修行してこいと。高校の先生で行きたいところは偏差値の53、4。ここに一番行きたいんですよ。そうすると、うまくいけば自分の力。うまくいかないと生徒が悪いと言いかねない。だから、これから新卒の先生方を、一番授業のしやすい、力量アップしやすい偏差値52、53のところに行っておいて、優秀な先生を困難校と進学校に配置するような人事行政をやっていかないと、教員同士はひそかに思っているんですよ。モチベーションをどうやって上げていくかということをやっていただきたい。

8番目、非常勤講師と私立学校の教員も県の研修に参加できるようにしてほしい。例えば千葉市で申しますと、4,500の先生がいらっしゃるんですけども、200名が非正規なんですね。そうすると、初任研を受けてないんですよ。我流で授業をやってまして、たまにうまくいくと、それが変な自信について、初任研究を真面目に聞かない。次の学校に行っても、全然、先輩の意見を聞かない。ちょっと成功するとすぐてんぐになって、行かないというケースがあるんです。だから、千葉市は今年から始めましたけれども、非正規の先生方の研修も確保する。子どもにとっては先生のかわりはないですから、その辺も考えていただきたい。

9番目が千葉県の、今日の話でも「教育立県しば」を一言で表現するキャッチコピーをつくっていただきたい。香川県はうどん県ってわかりやすい。私の出身の大分県は温泉県なんですね。私は、千葉県はすし県かなと思っているんですけども、それは多古米と長狭米があって、お米があって、おしゃりゅは野田と銚子にあって、ノリは木更津と船橋にあるんだから、海の幸、山の幸がたくさんあって、すし県だな。そうすると、教育では何かな。やっぱり伸びしろ。森田知事はポテンシャルと言っていますけれども、伸びしろ県とか、ふるさとを愛する県とか。例えば長野県なんて、非常にふるさと教育は熱心ですよ。郷土教育、熱心ですけれども、二幸、二つの幸せを育てる県とか、ニューフロンティアというか、統括の方は江戸の天領でしたから、徳川様の庭ですよね。それを明治新政府で、全部開放して、1から13まで、初富から二和とか、ずっとといって十余三まで、開拓する精神があるんですね。こういうのがあって、もう一つは、黒潮教育もいいかなと思いましてね。ずっと黒潮が上ってきて、和歌山と高知とタイアップしてもいいし、黒潮はハワイに行って、アルゼンチンに行きますからグローバルになるし、そういう千葉のローカルな面を大事にするし、グローバルな面を体するという黒潮教育というのも一つかな。

あと残った2分間で、10番ですけれども、学校教育のミッションは認知能力、これを私は判断力といいます。学校というのは知的能力を伸ばすんだ。判断力を育てる。地域社会のミッションは非認知能力ですし、決断力なんです。今の子どもとか学生を見ていますと、認知能力というのは結構高いんですね。だけど、非認知能力ができない。自分でボタンを押せない。家庭教育、学校教育も全部親と教師がやってくれまして、自分でボタンを押すチャンスがない。こういうことがなかなかできていないので、できましたら学校教育の中での非認知能力を育てる可能性があるのが特別活動だと私は思っているんですね。特別教科の道徳だ。これは常に決断していきますから。その良さを活用する。

だけど、残念ながら、今、特別活動を指導できる先生が非常に少ない。児童会と生徒会の育成が非常に難しいんですね。元気のある学校はいいんですけど、そのところはなかなか子どもたちの自立心とか、主体性とかいうのをうまくできない。ですから、学校行事が教師主導型で、子どもたちに決断させてないという。もう一度特別活動を指導できる先生の育成を千葉県辺りでやっていただくとい

いかな。そうすると、例えば特別活動の抜本的な見直しをやる時に日本型教育といいますよね。時間を守るとか、清潔感とか、勤勉とか、努力とかという。そういう日本型教育を特別活動を通して出してきて、世界に千葉から発信していくということをやっていただければいいかと思っています。

以上。

【貞廣座長】

どうもありがとうございます。制度に大きな風穴をあけることも含めて、大変多岐にわたる、そして刺激的な御提案をいただいたと思いますので、こちらの方で特に焦点化することはいたしません。むしろ自由に御意見をいただければと思います。どなたからでも結構です。御質問、またはこの御提案を受けて御意見がありましたら是非お聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。天笠委員、いかがでしょうか。

【天笠委員】

済みません。ちょっと確認ですけれども、先ほど県からの資料に基づいた説明があって、今明石先生から御提案があったんですけれども、先にいただいた資料はどういうこの場での扱いになるんですか。

【貞廣座長】

私が伺っているのは、基本的には取組と現状についての御説明をいただきまして、現状を捉えた上で、明石委員の御提案をいただくということです。

【天笠委員】

御提案というのはそういうあれですね。

【貞廣座長】

ただ、現状や取組についても御質問がある場合は事務局の方でお答えくださるかと思いますので。

【天笠委員】

わかりました。じゃ、明石先生にちょっと御質問させてもらう前に先ほどのこちらのことについて、今すぐお答えしなくとも、先ほどのような同様の扱いで結構ですので、二、三お願いしたいところがあります。

一つ目、資料3-4なんですけれども、これについて働き方改革なんですけれども、そこにいろいろ書いてあるんですけども、実情というか、実態、県として調べたデータがあったら、それをお願いできればというふうに思っております。先生方が今どんな状態なのか、どうなのかとか、それに対して、県、あるいは市町村教育委員会がどういう対応を具体的にされているのか。例えば学校閉学日というのがこの夏にどこ市町村で、どのくらいの日数で行われたかどうかという。そんなに詳しくなくても結構なんですかとも、例えばそういうデータ等々というのがあればいいかなと思ったりですか、あるいは国の方では働き方改革に関わってのガイドラインというのを今後まとめていくやにも情報が伝わっているんですけれども、そこら辺のところについて、県としての今後の対応みたいなことについてどう考えるのかというのがそれです。

それから、もう一つは資料3-5なんですけれども、今年の教員の倍率というんでしようか。採用の。東京都は、伺いますと1.8倍だそうです。新潟県が1.4倍。千葉県はどういう状態なのか、どうなのか。倍率というのが全体を比較的高目に見るんですが、小学校の教員の倍率はかなり深刻な状況だというのは皆さん認識を持たれているんですが、それを改めて共有するには、小学校の採用の倍率というんでしようか、それをデータとして出していただけるというか、お伝えいただけだと、その認識というのがよくわかってくるというんでしようか。そういうことがあるんじゃないかなと思います

ので、後ほどでも結構ですので、そのところ、お願ひできればというふうに思います。

そういう点で、今新卒のことが出ましたので、明石先生、そこら辺のところについて、まず一つお尋ねさせていただきたいのは、私も同輩意識をつくるという、こういうことについての御提案というのは同意というか、大変大切な指摘ではないかなというふうに思っております。同期がともに切磋琢磨しながら、年齢を含めて成長を重ねていくというのが教職のある意味で言うと一つの持ち味と独特的の成長システムじゃないかなというふうに思います。ですから、そういう御指摘として同胞の意識をつくるという、こういう御提案というのは、より何か具体的なものがあつたらお話しいただければということなんですけれども、平成の時代は新卒の人を船に集めて、そしてという、そういうのが平成10年代後半まであったのは御承知のとおりですけれども、改めて新しい時代の新卒の育て方というんでしょうか。あるいは若い先生の気質もそれぞれの世代で随分変わってきているところもあるんじゃないかなというふうに思いますので、基本的にはある意味で言うと、今の若い世代というのは個人志向というか、個志向という、そういう強い意識を持った、それぞれですので、改めてそういう気質を持った若い世代の同輩意識の育て方ということについて、何か御指摘があつたらお願ひできればということが一つと。

もう一つは、ここに折々出てくるんですけれども、地域連携とか、あるいはそれぞれの地域との関わりというんでしょうか、明石先生としてコミュニティ・スクールについてどういうお考えをお持ちかどうかということです。これも明石先生、御承知のとおり、千葉県はかなりコミュニティ・スクールについては苦戦している県で、私は、これが今後、千葉県のアキレス腱になる可能性がかなり高いのかなというふうに見ていまして、ですから、このところ、とりわけ市町村の段階でそういう状況ですので、千葉県として、このところをどう超えていくのかというふうな、また、明石先生なりの御提案を含めて、学校と地域の関係、その中にコミュニティ・スクールはあるんじゃないかと思うんですけれども、この2点のお考えについてお願ひできればというふうに思います。よろしくお願ひします。

【貞廣座長】

では、事務局の方ではお答えを御用意いただきまして、まず明石先生から同胞意識の育て方とコミュニティ・スクールへのお考えについて、是非御意見をいただければと思います。お願ひいたします。

【明石特別委員】

民間企業でリクルートとベネッセが元気な時、今も元気だけども、元気な時はスポーツ大会と学芸会があったんですね。文科省も平成4年までは土曜日は局大会があったんですから。仲の悪い初中局と生涯局が競って大会をして、燃えるんですよ。こういう競い合う文化というのは大事なんですね。だから、例えば教員も、小中のスポーツ大会、私は言っているんですよ。夏の研修の金曜日とかはその地域で名札をつけて午前中はスポーツ大会をして、夕方からビアパーティーをやって、お互いの名前を知り合うとか、そういう小中の先生方同士の交流もやらなきやいけない。それが1点で。

同輩意識というのは、同じ千葉大にいる土田先生が千葉県の初任研で150名ぐらいやったんですね。その時は終わってからが盛り上がった。ネットワークをつくって、良かった、良かったという。それがお金がなくなって、次からできないとかという面がありますもので、とにかく2泊3日だけでなく、終わった後もネットワークづくりにこういう同輩意識の育成ができるかなということがあります。1点。

2点目は、コミュニティ・スクールというのは是非やらなきやいけない。ですから、アメリカはまず西部に行って、教会をつくって、次につくったのは学校をつくったんです。土地を確保して校舎を

出し合って、教科書を買って、東部から先生を呼んできて。だから、自分たちでつくったというのがコミュニティ・スクールというのはすとんと落ちるんだけれども、日本の場合、明治5年に政府がつくれてくれて、ややもすると、つくってもらったという意識が強いんだけれども、私に言わせれば日本人学校はまさにコミュニティ・スクールね。教員だけ文科省から来ていますけれども、あとはみんな保護者が自前で学校をつくるという。そういう仕組みづくりをするためには、私はやっぱり地域のPTA会長をやった人のコーディネーターの方をうまく校長先生、教頭先生とタイアップすると、スムーズにいく。だから、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールをセットでやっていくといいという。

おととい、東京の町田に行ったんですけれども、町田は大学も多いし、コミュニティ・スクールとか、地域学校協働本部に大学生も参画しているという例があるんですね。千葉県も大学が多いし、短大もありますから、そういう意味での地域を挙げていくという、まず小学校区から始めていく。そういうのが一つのプランかなと思います。

以上。

【貞廣座長】

いかがでしょうか。よろしいですか。後者のことに関してはなぜこれほどまでに広がらないのかということについて、例えば県の方で原因分析していただき、市町村へのサポートも考えていただくという段階に場合によっては来ているかもしれないですね。

【明石特別委員】

信州の長野県は、コミュニティ・スクールというなんだけれども、信濃版のコミュニティ・スクール。伊藤学司（元長野県教育委員会教育長）さんががんがんやったんですよ。だから、黒潮コミュニティ・スクールとか、千葉県なりの名前をつけないと、まず校長先生が嫌がる。何か俺たち評価されるんじゃないかな。それがどうも先入観であって、評価でないので、さっき言った準要保護が20%を超えたら、学校はお手上げなんですよ。その辺から私はコミュニティ・スクールを始めると、これだけ学校は元気になったんだという、そういうようなケーススタディーが出てくると、多くの校長先生が、ああ、そうなんだ。

【貞廣座長】

信濃版とか山口版とか、山口は全校コミュニティ・スクールです。

【天笠委員】

ですから、今言ったように、県の皆さんにはコミュニティ・スクールに関する現状というのは御存じのとおりだというふうに思いますので、これまでのところの観点を変えて、あるいはかなり厳しい現状分析と対応策を出していかないと、これまで10年1日のごとく掲げてきた、それではこの先、広がらないんだというふうな、そういう御認識をいただいて、もう一度改めてコミュニティ・スクールについては県としてスタートを切っていただくなれば、そういう方向性ということをお願いしたいなというふうに思います。明石先生への質問じゃない、こちらの方に行っちゃっているというのをどうかというふうに思いますけれども。ということでよろしく。

【貞廣座長】

意見一致ということで、こちらに行ったということでしょうか。ありがとうございます。

大田委員、いかがでしょうか。

【大田委員】

コミュニティ・スクールの話が出ていたので、そこに対してPTAというのも出ましたので、お話し

を少ししたいと思います。PTAの経験者が地域に卒業した後に様々な形で地域に入っていくというのは、私も、私の友人たちを通じてよく知っています。全国的に見れば、もちろん文科省が掲げるような、そういった地域学校連携本部で、肩書がつくような形もありますけれども、もともと終わった後に地域の自治会に入ったり、女性なんかは児童民生委員みたいな形で入っていったりということで、様々な形で地域活動を続けています。ですので、PTAというのは、そういう意味ではとっかかり、地域を良くしてボランタリーな精神の人たちをある程度、その中で良い人たちを最初に選別する入り口になっているのは事実だと思うんです。ともすると、地域と学校の連携、その中にややもすると良いように使われてしまうというのをとても感じています。

先ほど来からある、先生方のコミュニティ、同期のきずなをというようなところ、そういったところがおそらく様々な形で地域の方にも入ってくるところはあるかとは思うんですけども、そういった先生方のところにも感じる、先生方も職場としてお勤めになる中で、近年のつながりとか、そういうところを考えますと、いいように使われてしまった人たちがそういう負担を押しつけられるのは嫌だよというところで手を挙げたのが今の様々な自治会であったり、あるいはPTAであったりというところの組織がばらばらになってしまった要因ではないかなというふうに感じるところはあります。

そういう意味で、コミュニティ・スクールは現実的に学校だけで子どもたちは育てられない。間違いない事実はそこにはあるんですけども、卵が先か鶏が先かにはなるんですけども、学校教職員のより良い環境を整えていただくことで、若い人たちに教職を選んでいただくという、こういうところも同じように推し進めていかないと、かなり明確に推し進めていかないと、人は来ない。人がどんどん来ない。来ても良い人が来ないという中で、じゃという選択肢の中で地域が選ばれる。そういうPTAという形で携わっていた保護者が選ばれるというふうになると、みんながどんどん不幸になってしまふのではないかなと思います。是非こういうところで、なってしまったんですけども、教職員の働き方改革というのは、そういう意味では現場をというのは、保護者ももちろん支援していくって理解していく必要はあるんですけども、県の方でしっかりと旗を振っていただいて、より良い優秀な学生さんたちが安心して、教職を選んで、勤め続けられるような環境をまずしっかりと明示していただいて、どういう人に来てほしい、やりたいことを県でしっかりと明示していただきながら進めていくだけないと、保護者が、子どもがいない人たちも多いので、そういう限られた大人が続けていくこともだんだん苦しくなっていきますので、両輪で進めていっていただけたらなというふうには感じます。

済みません。長くなりましたが。そのほかには、明石先生の御意見の中では千葉県はすし県なんという話がありましたけど、様々な形で前回の藤川先生の印象でもあったんですけど、どんどん打つていかないと、手を打って、ヒットでもバントでもいいから、どんどん手をしていかないとという意味では、一つの手かなというふうに思います。それが絶対5年10年続かなきやいけないという視点ではなくて、今できることという意味では掲げやすい旗印をというところで皆さんの目印にしてもらえる何かがあるんなら、とても良いことじゃないかなというふうに感じました。

以上です。

【貞廣座長】

明石先生の御提案もそれぞれ連動しているということですね。働き方改革がなされないと、下働き的なコミュニティ・スクールまがいになってしまふので、ともに教育を支え学び合う関係のコミュニティ・スクールにするためには、先生方の適正な働き方が実現しなければならないという趣旨の御意見だったかと思います。

副座長、いかがでしょうか。

【中山副座長】

非常に勉強になるご提案をありがとうございました。

私がちょっと質問したいのは10番目の道徳教育の件なのですけれども、先生がアメリカのことをおっしゃったので、その関連で質問いたします。アメリカで一般に道徳教育というと、道徳的発達に三つの側面があり、まずはモラル・コグニションという認知的な理解、これは知的な理解です。次にモラル・アフェクトといって、感情的な共感性、それからモラル・ビヘイビアといって社会生活での具体的な行動というのがあります。最後の道徳的行為については、サービスラーニングなどを通し、地域社会との連携をとるという形があります。実際に生徒や学生が地域社会に出ていて、地域の抱える諸問題を共有しながら、どのような道徳的解決法があるかを市民として考えるわけですね。

私が伺いたかったのは、麗澤大学でも小・中・高の道徳教育の研修を行っているのですけど、先生方から質問が出来まして、今度の学習指導要領では、学校における道徳教育は、「特別の教科である道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと位置づけられているわけですね。そうすると、道徳の教科とほかの教科との関連性をどう担保するのかという問題が提起されることになります。先生のように認知能力と非認知能力を分けることには、私も賛成なのですが、学校は認知的能力の育成だけでいいのか。学校では非認知的能力の育成も、道徳教育も含めて、いろいろな活動でやっていかなきやだめなんじゃないかなという感じもしています。地域社会の崩壊や、家庭での教育力の低下という問題提起もなされる今、もちろん、そこでしっかり道徳教育をすることも必要ですけれども、学校全体で、どのように道徳的な認知能力と非認知能力を育成するかということですね。さらにまた特別の教科の中で、その二つをどのように調和させるのか、有機的連関を持たせるのかというのが私の質問でございます。

それからもう一つの質問は、日本型教育ということですが、この教育の中身が何かという問題ですね。最近は日本社会の欧米化が進んでおりまして、学生の中には、いわゆる伝統的な日本人というよりも、外見も中身も外国人と変わらない人も見かけるようになりましたね。アメリカのスラングに「バナナ」という表現があります。バナナというのは何かというと、皮は黄色だけど、中の実は白色ですよね。そこからアジア系なのに白人の思考や行動をする人というらしく、外側はイエローだけれども、中身はホワイトだと。ということは、西洋かぶれした日本人がいるということで、その裏には外見と中身は一致すべきだという前提みたいなものがあるわけです。私は外も中身も黄色でいいじゃないかと思うんですけど、一般的な西洋志向の中で、どのような日本型教育を打ち出してゆけば若者にアピールするのか、これについては私も問題意識を抱いているのですけれども、先生のお考えをちょっとお話しitただければと思います。以上の2点です。

【明石特別委員】

ありがとうございました。最初の道徳の、私はすぐ到達目標というのを考えるんですね。千葉県の子どもで言うと、千葉県をよく知ってほしい。認知的に。千葉県を好きになってほしい。ああ、いいところだな、千葉県。3番目に、千葉県を良くするようにビヘイビア。だから、そういうワン、ツー、スリーを先生方の中に共有化してほしい。まず言葉を知らなきやいけない。徳目を知らなきやいけないんですよ。そういう意味である意味で共感しなければいけない。次にそれを実践、行動化するという。それが一番難しいんでしょうけれども、そういう意味で、当然ふるさとで言うと、千葉を知って、好きになって、良くする。ほとんど千葉を知りませんから。今も道徳でも認知的な側面がものすごく大事だと思っています。言葉教育としては。

二つ目は、日本型というのは、例えばモンゴルの新モンゴル高校という、校長先生は、山形大学のマスターを出て、東北の博士号を出て、柱一本の会をつくって、モンゴルで日本型教育を、山形県の教科書を全部コピーして、買って、モンゴル語に直して、学校をつくったんです。それがすごい人気で、教科書もいいし、特別活動のところもやってきている。かつてはソビエトに行ったけど、ロシアに行ったんだけれども、今は日本における進学者がものすごく増えているというような形で、教育の教科書から、掃除をする、清潔感とか、時間を守るというのを、学級経営的な側面も含めて、モンゴルは注目しているというのが例えあります。

【中山副座長】

なるほど、それは外国の場合ですね。

【貞廣座長】

よろしいですか。

【中山副座長】

結構です。

【貞廣座長】

皆さんもろもろ意見があるところかと思います。座長はあんまりしゃべっちゃいけないんですけども、それぞれ明石先生とお話ししたいところです。その中で、4番のことについてだけ申し上げます。準要保護者の比率が20%以上の学校に対する支援を充実させるということです。資源を同じように配分して平らにすることが公正だった時代は終わっているんだと思うんですね。終わっているだけじゃなくて、エレガントじゃないというか。もう少し必要なところに手厚く配分していくしていくこと、**校長に人事権を与えることを是非組み合わせていっていただきたい**。なかなか制度的に難しいところはあると思うんですけども、千葉県が全国に先駆けて、こういうところを充実していただきたいと思います。国のレベルでも、定数の配置も少一部傾斜的配分がなされるようになりましたが、この辺り充実させていただきたいなというふうに思いました。ありがとうございます。

明石先生、最後に何かお話ししたいこと、ございますでしょうか。

【明石特別委員】

一言。今日のレジュメは座長が言われましたように、大きな制度は、関心があるけど、ほとんど述べないんですよ。すき間をえぐっていくことによって、すき間文化、すき間産業を良くすると教員のモチベーションは上がるんですよということを言いたかったんです。

以上。

【貞廣座長】

どうもありがとうございました。

それではまだまだ御意見があろうかと思いますけれども、学校指導体制の整備というテーマについては以上とさせていただきたいと思います。

ここで5分ほど休憩をとりたいと思います。私の時計で今17時57分ですので、18時5分再開ということでよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。明石委員、ありがとうございました。

(17時57分 休憩)

(18時05分 再開)

(2) いじめ不登校防止、特別支援教育、魅力ある学校づくり 等

【貞廣座長】

それでは、時間になりましたので、再開いたします。

ここからはいじめ不登校対策、特別支援教育、そして魅力ある学校づくりなどをテーマとして進めてまいります。先ほどと同様に、最初に事務局から千葉県の現状と取組について御説明をいただきます。

【教育政策課長】

それでは、最初に、いじめ不登校防止について御説明いたします。資料ですと、5－1になりますので、ごらんください。まずいじめの状況でございますが、平成28年度の県内公立小中高特別支援学校におけるいじめの認知件数は3万1,617件であり、前年度より2,241件増加してございます。1,000人当たりの認知件数は54.6件で、全国よりも高い水準となっております。いじめの発見のきっかけでございますが、アンケート調査等が、いじめの態様は冷やかし、からかい、悪口等が一番多くなっております。本県の認知件数が多いことは定期的なアンケート調査や個人面談等、学校においていじめを早期の段階でしっかりと把握する体制が整っていることのあらわれであると考えておりますが、件数が多いことに対しましてはやはり憂慮すべき事態であるという認識を持っております。

資料5－2をごらんください。このような状況を踏まえまして、昨年11月に千葉県いじめ防止基本方針の改定を行い、いじめを見逃さないための適切な認知、いじめの予防や早期対応の取組の充実、実効性のある対策、組織の構築についていじめ防止等の対策の推進に取り組んでいるところでございます。

もう一度、資料5－1、3ページの2の不登校の状況をごらんください。県内公立小中高等学校の不登校児童生徒数の合計は8,305人で、前年度に比べ308人増加しており、特に小学校の不登校児童数は1,456人と過去最多となっております。また、1,000人当たりの不登校者数は高等学校では全国より多くなっておりますが、各高校が不登校傾向にある生徒に対して、進路変更に至らないように粘り強く対応しているところでございます。不登校の要因を特定することは難しいものの、学校、家庭に関わる要因としましては、家庭に関わる状況、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振が上位を占め、本人に関わる要因については無気力の傾向が多くなっております。

資料5－3をごらんください。県教育委員会では学校における不登校の未然防止や早期対応の取組の充実、教職員の指導力の向上を図るため、昨年度末に不登校支援に向けた内容を網羅的にまとめた千葉県不登校対策指導資料集を作成し、県内各学校に配付いたしました。

資料5－4をごらんください。県内の不登校児童生徒により適切な支援を行い、学校及び市町村教育委員会による不登校対策の充実を図るため、今年度、千葉県子どもと親のサポートセンターに不登校対策支援チームを設置いたしました。支援チームは、福祉、心理の専門家、不登校担当指導主事、不登校対策専門指導員で構成し、長期化により解決が困難なケースへの対応、学校及び市町村教育委員会の不登校支援体制や研修の充実等について、助言や支援に当たっております。そのほかにも、不登校対策推進校125校の指定、不登校等対策拠点校12校への訪問相談担当教員の配置、千葉県子どもと親のサポートセンターにおける教育相談やサポート広場の取組など、不登校で苦しむ児童生徒と保護者に適切な支援、援助を行えるように取り組んでおります。

以上で、いじめ不登校防止に関する千葉県の現状と取組についての説明を終わります。

【貞廣座長】

ありがとうございました。

それでは、保坂特別委員と佐藤特別委員から早速御意見を伺ってまいりたいと思います。恐縮ですが、お一方15分程度でお願いいたします。最初に保坂特別委員、お願ひいたします。

【保坂特別委員】

千葉大の保坂です。よろしくお願ひいたします。資料8の1枚目が私が用意した発言要旨に当たるものなので、これを使ってお話をさせていただきたいと思っています。

今の説明はいじめ不登校だったんですが、最初に不登校の方からお話しさせていただきます。今日の会議にそぞうのかどうか迷ったんですけども、とにかく千葉県の特徴について歴史をひもといて最初にお伝えしたいと考えています。

不登校と言われるんですけど、実際は長期欠席、以前は年間50日の欠席時代ですが、長欠対策というのは、1956年千葉県教育委員会の重点政策でした。この時代に、実は当時の文部省は、長期欠席の調査をかなり厳密にやっていました。歴史に埋もれてしまっているんですが。都道府県別にデータを出した時に、千葉県は、実はとても高いということで重点政策になったという経緯があります。その当時、千葉県教育研究所（今の総合教育センターの前身）が、昭和32年度、1957年度に『長期欠席の子どもたち』という分厚い研究報告書を出しています。その中に三つの市町村（銚子、旭、富津）が取り上げられているんですが、銚子市教育委員会の実践が1952年から56年度に取り組まれた。今にも十分通用する、あるいは今につながる実践をしていたと私は考えています。

特徴は3点あります。一つは長欠対策教員というのを千葉県教育委員会加配で1名配置したことです。これが現在の訪問相談担当員に連なっているんですね。一時名前はいろいろ変わりましたけど、私が千葉大に来た平成のころにはたしか不登校対策教員という名前だったと思います。名前が何度も変わっていたり、人員を繰り出すための何かがいろいろだったらしくて、きちんと歴史が確認されていないような印象があるんですが、昭和32年に県教育委員会は7名、当時にするとすごい数だと思うんですけども、常勤の教員を教員ではなく長欠対策に充てたというのは、全国的にも画期的な政策だった。それが今でも続いているということがなかなかやっている方々は御存じないですが、（担当者は御存じだと思うんですが、）全国的に見て非常に珍しいことを強調しておきたいと思います。

二つ目は、名前が研究学級とか補導学級とかなっているんですが、今の学校の中の適応指導教室ですね。実はこれも連綿と千葉県は引き継いでいて、現在の校内適応支援教室に当たるんですが、ここにも専任教員を配置したということなんですね。これは直近の校内適応支援教室は平成12年でしたか、もう10年以上歴史を持っているわけですが、これ自体も非常に珍しい制度だということになります。

3番目が、意外なほど千葉県の先生は御存じないと勝手に思っているんですが、千葉県では月例報告という小中学校中心ですけど、1月に7日以上休むと、全て集約して市町村教育委員会に上げて、それが県教育委員会に上がってくる。これほど綿密な欠席の報告をまとめている県はほかにないと思います。全ての都道府県を確認したわけではないんですけども。これが長期欠席調査の原簿に当たるものなんですね。昔、千葉県は、昭和の時代なんですが、30日以上の欠席も準長欠というふうにまとめていました。この中に御出席の先生でその当時を御存じの方がいらっしゃるかと思います。それから、50日以上もまとめていました。文部科学省が、実は1991年から7年ほど、2本立てで調査した時期があって、30日以上と50日以上。両方出せと言った時に、全国は大変だったんですが、千葉県だけは今までやってきたことをそのまま出せばよかつたので、実は混乱がほとんどないんですね。これが今に引き継がれているんですが、先ほど説明があった資料5-4、本年度から不登校対策支援チームを立ち上げましたというお話があって、満遍なく御説明されているのは無理もないん

ですが、この中で、訪問担当教員というのは非常に珍しい制度なんだと。常勤の教員がこれに当たっているということは極めて珍しい。後で繰り返させていただきますが、現在のスクールソーシャルワーカーに当たる仕事をしていますから、そういうのも先進的だったんじゃないかなと思っています。

もう一点は、校内の適応支援教室。これは中学校限定なんですけれども、教室に入れない子が今たくさんいるわけですね。そういうものに対して手当をしてきたという意味で画期的だろうと思うんです。

古い話ばかりして何なので、それが何につながるかというと、(2) のところで、現在30日以上欠席の子が何人、そのうちの不登校が何人という御報告がありましたが、それは決して現状をあらわしていないと思っています。というのは、グレーゾーン、つまり、30日未満で教室に入れない子というのは、ほぼどこの中学校でもいる。実は、小学校にも広がっていて、教室に入れない子というのはいろいろなんですけど、古くは保健室登校と言われて、養護教諭のいる保健室に行ってたりしたわけですけど、学校に来ていますので、実は出席になるわけです。ですから、不登校の数字の中に挙がったり挙がらなかったりします。30日以上休んでいたら挙がるんですけど、私が以前調べたところで言うと、皆勤の子もいるので、ほぼ毎日、保健室に登校すると、30日以上に挙がらないわけですね。この数は実態が全く把握されていません。これを把握しなければ現在の不登校とか長欠の現状が把握できないというのが私の考えなんですが、先ほどの月例報告を使うと、実は千葉県はこの把握が可能なんですね。10年ほど前に当時の生徒指導室と協力して数字を出したことがあるんですが、特に加配の教員がいる中学校は、是非この数字を出すというような努力をして、実態を明るみに出すということは必要なんじゃないかなというふうに考えております。

3番目は不登校問題の新たな動向というふうに書かせていただいたんですが、ここにいらっしゃる方はどなたも御存じのちょっと長たらしの法律、後ろのキーワードだけ拾って教育機会確保法というふうに略されているようですが、数字を間違えました。2016年12月に成立して2017年3月に基本方針が出たばかりのところだと思いますが、その直後に、実は、千葉県は対策指導資料集をつくったということになるんですが、これはいろいろな面を含んでいますが、従来の不登校問題を超えてこの問題を扱う必要が出てきたというふうに私は思っています。

いろいろあるんですけど、ここでは1点、各都道府県に1校以上、夜間中学設置ということを申し上げておきたいと思いますが、この言葉自体、実は文部科学省は、中学校夜間学級というのをずっと言い続けていて、世間に広がっている夜間中学の言葉を全く使わなかつた。それが今回、堂々と全ての文章に登場したこと自体大きな政策転換であると考えられるわけです。つい最近にここに書きました夜間中学の設置・充実に向けての手引（第2次改訂）が出ました。これは政府の、国の第3期教育振興基本計画にのっとって出てきたという印象を私は持っています。そこに夜間中学が正式に使われているわけですけど、千葉県はこの点に関しても非常に先進的で、全国で31校しかないんすけれども、そのうちの1校が市川市立大洲中学校で、松戸に自主夜間中学があつて、これが来年度開校予定というふうにいろいろなところに出ております。もう一つ柏市にも自主夜間中学があると。

こういう県は非常に珍しいんですね。大阪と東京だけに固まつていて、ない県の方が多いわけですから、そこへいきなり都道府県1校と言われていて、どこも大騒ぎ状態のようにマスコミは伝えていますが、当然、今後の千葉県の動向は多分非常に注目される。一つは、もともと持っていた夜間中学をどうするのか。それから、自主夜間中学が新たに格上げして、公立になり、もう一つ、自主夜間中学を持っているところをどうするのか。これは自主夜間中学自体は全国の都市部を中心にして何校かあるようですが、聞いている限りだと、埼玉の川口市、神奈川の相模原市ですか、幾つかのところ

しか公立夜間中学への動きは始まっていないというふうに報道されている中で、今後千葉県がこの夜間中学をどうするのかというのは、全都道府県が注目するんじゃないかなと思っています。

時間がないので、済みません。話をいきなり飛ばさせていただきますが、ちょうど明石委員が先ほど言わされた話とつながることだと私は思っていますが、子どもの貧困問題をどうするのかということをお話しさせていただきたいと思います。児童福祉云々は後でお話ししますが、私は今までの調査研究の中で、欠席の多い子という中に、経済的に不安的な層からの子どもが多いというのをデータ的に明らかにしました。脱落型と呼んでいるんですけど。例えば年間10日以上でみた時に、そのうちの6割、中学は7割以上なんですけれども、経済的に不安定。先ほどの就学援助とか受けている層がここに重なる。欠席も実はいじめも角度を変えてみると子どもの貧困問題とある種重なる。つまり、いじめの被害者の中に貧困層（相対的貧困）がある。

そう考えると、大綱云々は今さらですけれども、小中高12年間長期支援とか、何よりも学校がプラットフォームだというキーワードが出てきた中で、今後この問題をどうするのかというのは第3期基本計画の中ではとても重要な問題なのではないかなと思っています。とりわけ人員で言うとスクールソーシャルワーカーの配置ということになろうかと思うんですが、私も関心があって調べているんですけど、実際今千葉県にスクールソーシャルワーカーが何人いるのかはとても把握し切れない状態で、各市町村が次々と登用している段階なので、この把握が必要だと思っています。同時にそれを統括する人材が必要だと常々言われているわけですが、まさにこれが訪問相談担当教員なんじゃないかなと私は思っていますが、その辺のことは今後どういうふうに計画されていくのかということになります。

千葉県の第2次教育振興計画を見ていると、施策の17のところに「学びのセーフティーネットの構築」という言葉があって、「福祉部門と連携しつつ、経済的・家庭的理由など様々な困難に対応」というふうに書いてある。今後に関して言うとこの部分が発展的に言葉も変わってくるのかなと思うところですが、内容の検討に期待したいところです。

時間がなくなってしまったので、いじめ問題に関しては、二つの懸念と書きましたが、一つの懸念だけお話しして終わりにしたいと思うんですが、ここに書いたので言うと第三者委員会の整理です。先ほどちょっと御説明がなかったんですが、重大事態（不登校と自殺）では、第三者委員会が設置というふうになっているんですが、この言葉がかなり混乱して使われています。何をもって第三者委員会とするのかという。これは多分、法案の時に国会の附帯決議ですか、そこで出てきた用語を使っているからじゃないかなと思います。文部科学省の文書とか、県から出ている文書を見ても第三者委員会という言葉はほとんど出てこないんですね。ですが、一般的には第三者委員会というのをつくることになっていて、例えば不登校というのは、小中高合わせてたしか1年に800とか1,000近い数ですかね。自殺を合わせると1,000件ぐらい。県内だけで1,000件ぐらい起きているので、一体、今千葉県でどれくらいの第三者委員会が設置されているのかわからない状態になっています。さすがに専門家の間でもちょっと危惧が出ていて、全くニュースにならなくて私は不思議なんですが、児童青年精神医学会という児童精神科医の集まりが第三者委員会への委員の推薦を6月に急にやめました。ホームページに出したんですけども、ちょっと困るからということなんですね。確かに児童精神科医の場合、いじめと自殺のつながりを一番求められるので、そういう意味でも委員推薦を一時的にやめたんだろうと思います。

千葉大にも次々と第三者委員会への推薦を頼まれて、このままいくと乱立状態の中で第三者委員会がちゃんと成立するのか。その位置づけはどうなるのかということが懸念される。これは是非県に指

導的立場から整理をしていただきたいと思います。市町村の第三者委員会、県立学校の場合は学校単位でできますし、2段階になっているので、知事部局でも第三者委員会をつくることになって、最近では教育委員会と知事部局のそれぞれの委員会が違う結果を出すようなことも起きている。法律ができて、実務的には先に走ってしまったんですが、なかなか問題が見えづらいというのが私の懸念です。

以上です。早口になりました、申しわけありません。

【貞廣座長】

ありがとうございました。ここまで保坂特別委員の御意見を伺いまして、御質問や御意見もあろうかと思いますけれども、佐藤特別委員の御意見をいただいた後にまとめて皆様の御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、続きまして佐藤特別委員、お願ひいたします。

【教育政策課長】

済みません。座長、申しわけない。先ほど私の方で、佐藤委員の県の説明をすべきところを保坂委員の説明のところで終わってしまいましたので、申しわけありませんが、佐藤委員の前に千葉県の状況を説明させていただきたいと思います。済みません。不手際で申しわけございません。

それでは、特別支援教育の千葉県の現状について御説明させていただきます。千葉県では、昨年10月に第2次千葉県特別支援教育推進基本計画と第2次千葉県特別支援学校整備計画を策定いたしました。二つの計画の概要版を資料としましたので、ご覧いただきたいというふうに思います。

まず第2次千葉県特別支援教育推進基本計画でございますが、資料の表紙をめくっていただきまして、本資料は共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進をテーマに三つの基本的な考え方を示しております。特に3点目の障害のない幼児児童生徒が障害者理解を深め障害のある人とともに社会をつくるための基礎を培う教育を目指すは、本計画で新たに示したものでございます。

また、重点的な取組のⅡ、連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実は、新たな内容を加筆し、一層の充実を図りました。具体的な取組内容につきましては、小中学校等での支援の充実を図るため、障害者スポーツを通じた交流や共同学習の実施、通級による指導での県立特別支援学校のセンター的機能の活用など、千葉県ならではの取組を示しております。

また、右のページになりますが、いつでも、どこでも、誰にでもをキーワードとして、連続性のある多様な学びの場を整備し、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を目指しております。

一方、重点的な取組、Ⅲ、特別支援学校の整備と機能の充実につきましては、個別の計画として第2次県立特別支援学校整備計画を策定いたしました。資料の最後のページをごらんください。これまで特別支援学校の過密状況に対応するため、第1次計画に基づき、昨年開校した栄特別支援学校を含め、新設校8校、分校2校を設置してまいりました。しかし、今後の過密状況が継続することから、新たな整備計画を策定し、対応を進めることといたしました。今後は計画を確実に実行し、特別支援教育の推進に努めてまいりたいと思います。

続けて、こちらの事務局だけの提案で申しわけないんですが、魅力ある学校づくりについて千葉県の現状と取組について説明をさせていただきたいと思います。

資料7をごらんください。県教育委員会では、平成24年3月に県立学校改革推進プランを策定し、高校改革に取り組んでいるところでございます。しかし、プラン策定から5年が経過し、高等教育を取り巻く状況が大きく変化していることから、本年3月にプランの一部改正を行うとともに、新たな具体計画である第4次実施プログラムを策定いたしました。本プログラムでは、産業界や地域と連携して人材を育成するため、普通科に工業系コースを設置するなど、社会のニーズに対応した特色ある

学校づくりを進めることとしております。

また、少子化に伴う学校の小規模化に対応するとともに、活力ある教育活動を展開するため、君津高校と上総高校を平成33年度に統合することいたしました。さらに様々な入学動機や学習歴を持つ生徒が増えている定時制の充実を図るため、佐倉南高校を本県3校目となる三部制定時制高校とするほか、船橋高校と行徳高校の定時制課程を統合し、定時制では県内初となる総合学科への改変を計画しております。

今後も県教育委員会は魅力ある高校学校づくりに向けて各学校にプランの趣旨を周知徹底するとともに、先進的ですぐれた取組の支援、共有化、情報発信を一層推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

【貞廣座長】

どうもありがとうございました。御説明、後先になってしまって、私の方も目配りできておらず大変申しわけございませんでした。

では、早速ですが、佐藤委員、よろしくお願ひいたします。

【佐藤特別委員】

若葉区にあります植草学園短期大学の佐藤慎二と申します。どうぞよろしくお願ひします。

お手元の資料9とほぼ同じ内容のスライドを正面の方に用意しましたので、スライドの方がもしかしたらわかりやすいかもしれませんので、こちらの方を御確認いただければと思います。

まず確認しておきたいことと書きました。幾つかスライドにはありますが、ポイントは通常の学級に在籍する発達障害疑いの児童生徒の数が6.5%ぐらいいるのではないかという、この数字の重みをまず確認しておきたいと思います。

6.5%ということになりますと、十五、六人いたら1人いるという数になりますので、この会場にも何人かいるだろうということになるわけですね。私自身がかなり怪しいなと自分でも思っているんですけども。最近ですと、栗原類君が公表してくれました。古いところですと、黒柳徹子さん、『窓ぎわのトットちゃん』という本を読むとはつきりわかります。小さなころ、じっとしていられなかつたということが書かれておりますね。御自身の著書の中でも自分は読むのがとても遅いということを公表してくださっています。海外ですと、エジソンですか、トム・クルーズだとか、AINシュタイン、ピカソ、発達障害の傾向の強い方々だったというふうに言われております。ただし、逆に大変すぐれた点もあり、一見すると全くわかりませんので、非常に誤解されやすい。そういう意味では、叱られやすいこともあり、幼少期からのケアが必要な子どもたちだということを確認しておいていただければと思います。こういう状況も受けて、千葉県の2次の基本推進計画ができたということを御確認いただければと思います。

先ほど御報告にもありましたように、連続性のある多様な学びの場という方向性は、私は妥当性の高い御提案ではないかとと思います。。まず一つは、通常の学級で頑張ろうじゃないかと。6.5%、通常学級に在籍しておりますので、ここでできる限り包括できるような、ユニバーサルな展開をするということが一つですね。もう一つは、通級による指導というのは、通常の学級に在籍しながら週に1度ぐらいこの教室に通って、特別な指導を受けるというような体制になっております。ここで発達障害の子どもたちに対応することになります。さらに手厚い支援が必要な場合には特別支援学級といいまして、これはこの学級に在籍することになります。自閉症・情緒学級というのがございまして、自閉症、LD、ADHD等の発達障害を自閉症・情緒学級の方で主に応援するということになっております。4番目に特別支援学校と書きました。ここで御確認いただきたいのは、発達障害は、法律上

は特別支援学校の対象になっていないということを御確認いただきたいと思います。特別支援学校の教育に関しましては、おそらく千葉県は、全国に誇るべき実践を展開していとと思っております。そのことも確認しておきたいと思っております。

次のスライドになりますけれども、具体的にどれくらい数がいるのかということになるわけですね。小中学校自閉症・情緒学級に在籍する子どもの数というのは、10年前と比較しますと何と3倍なんですね、自閉症・情緒学級に在籍している子どもの数は。千葉県だけ考えてみましても3倍です。それぐらいの数で増えているということになります。特別支援学校ももちろん増えていますが、3倍という数字には至っておりません。ですから、自閉症・情緒学級の伸び率が非常に高いということはこれで確認できるかと思います。

さらに通級指導教室です。これも全国版の方は発達障害のみに限定しました。これは何と5倍ぐらいですかね。5倍ぐらいの数字で、通級指導を受ける子どもたちの数がこの10年間ではね上がっているという現状を確認していただければと思っております。

さらに別な観点からこの数字を並びかえてみます。これはいわゆる義務教育段階での児童生徒の中で、それぞれのサービスを受けている子どもたちの割合ということになります。確かに特別支援学校、もちろん大きいのですが、これは義務教育段階の小中の段階で言いますと0.7%ぐらいですね。この数字は全国です。小中学校の中にある特別支援学級2.4%、通級指導教室1.1%、通常の学級に先ほども言いましたように、発達障害疑いの子どもたちが6.5%いるということで、これは足すと10%ぐらいになりますね。10%ぐらいの子どもたちが通常の小学校あるいは中学校、この後申し上げますけれども、高等学校にも当然在籍しているよということになるわけですね。これは先ほど不登校の話がありましたけれども、不登校、少年非行の、もちろん発達障害イコール不登校、少年非行ではありません。すけれども、リスクファクターにはなるということは強く確認しておきたいと思います。

なぜこんなに増えているのかということになるわけですけれども、これは千葉県教育委員会の努力の成果で、こういう理解、啓発が進んで、こういうサービスがあるならば、しっかりと受けてみたいという親御さんたちが増えているのは事実でございます。発達障害は増えたのか。これはいろいろな調査もございますけれども、アンテナが高まったので、その診断数が増えたということがおそらく言えるのではないかと思います。後で時間があれば補足してみたいと思いますけれども。

三つ目です。自閉症・情緒学級や通級は、小中学校の中にあります。しかも、知的障害という名称がつきません。つまり知的障害がなくても、自閉症・情緒学級は、通級はもちろん、通えることになりますので、保護者の気持ちの上のハードルが低いんですね。ですから、自情学級、通級はサービスとして受けやすいという現状があるのも一つでございます。

さらに丸の四つ目になりますけれども、これは今後もっと考えていかなければいけない。通常の学級において様々包括する努力をもっとすべきだというふうに私自身は思っております。その上で、支援学級は設置しやすいと書きましたけれども、1人でもいれば支援学級は基本設置できることになりますので、設置しやすいということ。先ほども言いましたように、通常学級自体の努力不足があるだろうという状況もあり、自閉症・情緒学級通級は非常に増えている現状があると。ですから、多様な学びの場ということを一方で言いながら、これが実は、共生社会を目指しながら結果的に排除するような機能、どうも手がかかるならば自情学級でいいじゃないかというようなベクトルもあるのではないかということを危惧しています。

対策ということになるわけですけれども、一つは改めて各学校の校内支援体制の充実という意識改

革。もちろん支援学級、通級、応援体制を受けるんですよ。受けるんだけれども、学校の、特に通常学級の中でもまずどうするのかということを改めて確認する必要があるだろうということと、通常学級ユニバーサルデザインの充実と書きましたけれども、高等学校を含む初任研の段階で、発達障害等の子どもを含む学級経営や授業づくりのあり方というものを取り上げていただく。

あともう一つは、どの子もわかる授業や学級づくり、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた支援の工夫と書きましたけれども、これは県の総合教育センターが3年ほど前に既に実践研究としてやっております。ただし、これがどれぐらい各学校に普及しているのかということを考えると、せっかくやった研究ですので、それをしっかりと普及していくということも一方で求められているのではないかということを確認したいと思います。

課題ということになるわけですけれども、まず自情学級、通級がどんどんできているわけです。つまり、飛行機をつくってみた、振り返ってみたらパイロットがいなかったという現状があるんですね。つまり、①です。学級、通級指導教室の設置に担任の養成が全く追いついていない。特別支援学校の場合は、複数担当制が基本なんです。各校長先生は、ベテラン、中堅の先生と若手をペアにします。つまり、先輩の背中を見ながら、そこで勉強できます。つまり、クラスルーム経営の中に既に養成機能がビルトインされている、内在化されているというふうに考えていいんですね。ところが、特別支援学級、通級は、担任・担当1人で1学級、1教室を担当することになりますので、これはかなり厄介なんですね。「4月から担任頼む」と言われても、わからない人も中にはたくさんいます。2番目に書きました。つまり、校務分掌の一環として、校長が指名せざるを得ない現状がございます。ですから、新任研だけを見ましても、私が実は特別支援学級担任の新任研をこのくらいの年度からやって、比較をしましても、倍ぐらいに増えているんですね。それぐらいの勢いで自情学級が増えている、特別支援学級が増えているということなんですかとも、多分やめる人も多いんだろうなということが背景にあると思います。はっきりとした調査はございませんけれども。

結局、校内で見つからないとどうするかということと、当然、臨任者を指名せざるを得ないんですね。現状としては、当然、支援体制の弱さがあります、1人担任ですから。そうしますと、うまくいかない。本人、保護者の期待に応え切れない。どうもうまくいかない。交代してくれというようなことになって、定着率の低下ということにもつながっている。そういう意味では、常に新任者が増える、臨任者が増加するという悪循環の傾向にあるような気がしております。

対策と書きました。まず一つは、これは既に手を打ってくださっています。県の教育委員会の方で特別支援教育枠ということで採用試験をしていただいて、通級指導教室、あるいは支援学級の方に回るということも当然あるよということを含めて、採用試験をしてくださっております。

二つ目です。特別支援学級担任人事、通級、校長任せにしない体制。教育事務所、市町村教育委員会、この調整機能をもっと果たしていただく。

丸の三つ目です。特別支援学校と学級、あるいは通級との人事交流の拡大と書きました。これも現在既に手を打ってくださっているんですけれども、焼け石に水の状態だろうなと私は思っております。もう少し規模を拡大して——確かに特別支援学校の側からすると、育てた教員をこっちにとられちゃうということがあるわけですね。その側面はありますが、さすがに特別支援学校からこちらに回った先生はかなり力を発揮してくださっております。これをさらにもう少し拡大していただきたいと。

これはかなり具体的になりますけれども、現職の新任研の充実を図る必要があります。特に南の方、東の方に行きますと指導主事がいない市町村がたくさんございます。市町村単位に任せられないんですね。ですから、各教育事務所が、しっかりとイニシアティブをとっていただいて、矢印の三つ目に

書きました。新任研は入学式・始業式前に手を打っていたかないと何をして良いかわからないんですよ。3月末に「4月から特別支援学級を頼む」と言われても、当然わからないですよね。ですから、始業式前にやる。既に県の教育委員会と私ども植草学園で、通級に関しては始業式前に実施させてもらっております。でも、植草1カ所でやっても、野田から、館山から、銚子から来られるかといったら、なかなかそうはいかない。ですので、地元でやるということがとても大事だと思いますね。既に専門性パッケージという、こういう大変すぐれたものを総合教育センターは用意しています。こういうものを活用して、早くから研修を地元で打っていただきたいということが要望でございます。

次です。では、この子たち卒業した後どうなっているんだということになるわけですね。県内の中学校の自閉症・情緒学級の卒業後の進路一通級の方は追えませんでしたので—これだけに絞らせていただきます。10年前と比べますと、70名だったものが294と。4倍ぐらいですかね。4倍ぐらい増えているわけですね。6割方は高等学校に進学するんです。基本、自閉症・情緒学級ですから、知的障害がありませんので、6割が通常の高等学校に行っているよという現状を確認させてください。

ちなみに、中学校の知的障害支援学級卒業生の場合は80%が特別支援学校の高等部に行っております。比較をする意味で掲載しました。

②です。さらに視覚障害の盲学校、聴覚障害の聾学校、高等部全体で78名しか在籍していません。1年生である自情学級卒業の300人の子どもたち、さらに通級の卒級生を含めますと、さらに数は増えるんですね。つまり、発達障害のある卒業生の後期中等教育の場は、かなり限定されているよという現状を確認する必要があるのではないかと思います。

先ほども言いましたように、特別支援学校の場合には発達障害を単純に法律で読めば、発達障害を対象にしておりませんので。ですから、何かの手を打つ必要があるということになるわけですね。

次のスライド、最後のスライドになりますけれども、まず一つは、とにかく高等学校のホームルーム、授業をもう一度しっかりと見直していただく。発達障害の子たちをしっかりと包括できるような授業づくり、学級経営をする。初任研の充実しかないだろうなと思っております。高等学校教育の一層の多様化と書きましたけれども、通級による指導が始まりました。千葉県は全国に先駆けて、いわゆる進学校も含めて指定していただいております。ですので、これをさらに拡充していくということが一つ。あと、三部制、通信制をはじめとした高等学校教育のあり方をさらに。あともう一つは、高等学校に何らかのコース、先ほど既にこういろいろな保育のコース等ができましたよという御説明がありましたけれども、実際にやっている学校もございます。自立活動に準ずるような、自立活動というのは対人関係ですとか、情緒の安定ですとか、そういうところに特化した授業ということになるわけすけれども、これを幕張総合、あるいは佐原高校の通級の中でやっているんですね。通級で取り扱う教育領域ということになるわけですけれども、こういうものを学校設定科目として開校するようなコースをつくる。あるいは東京都はエンカレッジスクールといいまして、ほぼ発達障害の子どもたちを対象にするような高等学校を既に開校しております。ですので、そういう意味で、高等学校教育の一層の多様化を図る必要があるだろう。これについていえば、特別支援教育課が幾ら旗を振つても、高等学校関係の先生方に頑張っていただかないとなかなか解決がいきません。ですので、高校の先生方、東京都がやっているようなエンカレッジスクールも含めて、是非御検討いただきたいというふうに思っております。

3番目です。特別支援学校で何かできないかということになるわけですけれども、これは全国の自治体を回っていきますと、既に幾つかやっておりますし、県内でも四街道養護等やっておりますけれども、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱の特別支援学校の高等部に発達障害のある生徒のための病弱の

コース。正確に言えば、発達障害によって医療的な配慮が必要な子どもたちのための病弱のコースということになるわけです。なぜこれができるかというと、要は視覚、聴覚等の障害の場合、その高等部では高等学校の教科を教えている先生方がいるわけです。ですから、これは可能なんですね。

もっと思い切ったことをするとなれば、発達障害のある生徒のための、医療的な配慮が必要な生徒のための病弱の高等支援学校というようなことも手としては打てるのかなとも考えられます。既に他県には例がございます。

最後のスライドになるわけですけれども、先ほど10%という話をしましたけれども、特別支援教育の焦点は、小学校、中学校、高等学校に、そこでしっかりと手を打たないとこれは大変なことになるよ。ですから、特別支援学級の場合には、市町村教育委員会が、かなり権限を持っておりますので、千葉県教育委員会の指導のもとで連携を深めていただいて、小学校、中学校、高等学校にある通常の学級、特別支援学級、通級指導教室の充実を図ってこそ多様な学びの場が実現していくということを御提案申し上げたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

【貞廣座長】

ありがとうございました。ここまでお二方の特別委員の御意見を伺いましたけれども、御質問、御意見があれば、お出しいただければと思います。いかがでしょうか。では、天笠委員、どうぞ。

【天笠委員】

時間もありませんので。保坂先生に1点御質問させてください。それは教室に入れない子という先ほど御説明がありましたけれども、そこについての保坂先生の御見解をお願いできればということなんですけれども、教室に入れなくていいんじゃないかという、そういうことがおっしゃりたいのか。それとも、教室に入れるようにするには何をどういうふうにすべきなのかどうなのかということをいろいろ検討しなければいけないという、そういう辺りのところについて、どういうお立場をとられているのかどうなのかということなんですが。

については、私のところに千葉県版不登校対策指導資料集というのがありますて、ここに14ページ以下、こういうことなんですね。新たな不登校を生まないために魅力ある学校づくりという以下それについての解説があり、そして、その先には魅力ある学校づくりという、こういうある意味で言うと、一連の学校づくり、あるいは学級づくり、学級経営等々の、それについての解説があって、これをつくられた方は大変御苦労されてつくられたんじゃないかなというふうに思うんですけれども、改めて教室に入れないという、そういう状態等々からすると、この辺りのところの解説というんでしようか。ということを保坂先生としてはどんなふうに……。もう少し具体的に言うと、もうちょっと書き加えなくちゃいけないんじゃないとか、あるいはこれはもう要らないんじゃないとかという、そういうことを含めて、ここについて何か御見解がありましたらお願ひできればというふうに思います。

【貞廣座長】

保坂特別委員、お願ひいたします。

【保坂特別委員】

非常に答えにくい質問をいただいたなと思っています。この場で、保坂個人の意見を言わせていただくと、小学校に関しては本当は教室に入った方がいい。ただ、中学校に関してはどうなんだろうかというのが、思いとしてはあります。それがおそらく千葉県がとっている政策として不登校支援教室を中学校に限定加配もそこに置いて、過去小学校あったんですけども、今はたしか配置してなか

ったと思うんですけども、そういう意味でここは小中で違った考え方になるかと思います。

それから、もう一つ含んでいる問題は、実は当初、文部省が中学校夜間学級をやっと夜間中学に認めたとほぼ近いパラレルの現象がここにあって、非常に扱いにくいところですね。本当は教室で全員が学ぶべきように設計されているわけですから。そこに入らない子たちをどうするのか。そもそも公認するのかということも含めて、実は議論が必要なんじゃないか。ただし、今日お話ししたのは、その前に、なので、実態をまず調べていただきたいということを申し上げたつもりです。

【天笠委員】

どうもありがとうございました。

【貞廣座長】

よろしいですか。ありがとうございます。では、大田委員、いかがでしょうか。

【大田委員】

不登校の話、各所から様々に聞いています。ものすごく増えているという言い方も、一口に保護者の間からは声が上がります。そういった中で、多様でいいと言ってしまっている世の中である以上、登校しないのも一つの権利のように、ある意味認められつつというか、そういうような認識に基づいて子どもを送り出す保護者もいるのかなというふうに感じている部分もあります。そういう中で、基本的には先ほどおっしゃったように、小学校のうちは学校に行った方がいいんだけど、中学生になるとというような、ある意味わかりやすい言い方で保護者の方にも伝えていただく機会があると、特別に孤立してしまっている人でなければ行った方がいいらしいよみたいな話も含めて、保護者間では様々な形で手を差し伸べられるケースが多いというふうに感じていますので、おそらくこれから先生方に学んでいただく一環として、保護者への伝え方というのも一つそういう不登校に関しては聞いてもいいのかなと。千葉県の中でこういうような意見があって、具体的な小学校だったらやっぱり行った方がいいというような一つ一つの意見があるんですよという、紹介の機会をというのは是非先生方に伝えていただけだと良いのかなと感じました。

あと、校長先生の権限がという話が、佐藤先生のお話と明石先生のお話の中で若干違うなと思ったんですが、保護者の立場からすると、校長先生の権限が強まれば強まるほど、校長先生が異動になるたびに学校のカラーがとても変わってしまっていて、地域の中にそれこそコミュニティ・スクール云々と言われる中で、保護者だけではなく、地域がどのように手を携えて子どもたちを支えていくかというところの中で、長年築いてきたカラーがぼんと入ってきたところで本当にがらがらつというふうに変わってしまうというつらさではないんですけど、大変さというのも正直感じる部分はあるんです。私たちは例えばP T Aですと、調整していただく方は教頭先生という認識を大体の保護者は強く持っているんですね。それを役員になった人が保護者に伝えたりするので、何かあると窓口は全て教頭先生。そういう中で、校長先生が教育事務所なんかの交流もありますので、全然地域から入っていらっしゃる。そういうケースもある中で、地域のことをよく御存じない先生がいらっしゃっても、そういう強い権限の中で旗を振られてしまうと、ひょっとしたら不登校ですかとか、様々な面に対してもカラーが出過ぎてしまうと、バランスであったりとか、長い目で取り組んでいくというところに対する御理解とかというところが難しいのかなというふうに今日は先生方の話を聞いていて感じました。ですので、その辺り、一定、ある程度明確なラインというのは、引いていただけた方がありがたいのかなというのは保護者の視点からは感じました。

以上です。

【貞廣座長】

そうですね。自律的な学校経営を実現しつつ、校長先生がちゃんと地域を御存じで、継続的な学校経営をやってくださるかという問題は、もしかしたら校長先生の1校当たりの在職年数の課題もあるのかもしれませんですね。地域のリテラシーを持っていただく時間がないまま転任されてしまうというようなサイクルになっていることも課題であるという御意見と伺ったんですが、いかがですか。

【大田委員】

そうですね。おそらく目の当たりにしないとわからない部分かなと思うんですが、実は私のPTAで手伝っている中学校で、子どもたちが通っている中学校というのが、なぜだかわからないんですけど、全然地域と関連のない先生が教育事務所の交流の中で突然いらっしゃるということが何代も続いたケースがありまして、何代もという言い方は失礼ですけど、何回かあったケースがあって、そうすると、いらっしゃった時点で本当に学校のカラーが変わってしまって、それこそ様々なお子さんがいらっしゃる中で緩くつながってきた部分というのがともすると手が離れがちになってしまったり、それこそ進級になると、じゃと言って学校を離れて、選べるだけに別の学校に移ってしまったり、そういう様々な形でぼろぼろと影響が出るというのも目の当たりにしている部分があるんですね。おそらくそれは特色のある学校だったり、先生方のいろいろな考えがおありだと思うんですけれど、現実に目の当たりにしてしまうと、権限の強さ、それがどんどん高まっているのを感じてしまうとつらい部分はあります。

【貞廣座長】

その学校の伝統的な特色とか、継続性ということがありますので、そういうことを校長先生にも是非引き取っていただきたいなということですね。

【大田委員】

そうですね。コミュニティというのをうたうのであるならば、そういう視点が強くなってくるのであるならば、そういうところを配慮されるような、いわゆるそういう研修も校長先生方にもしていただけるといいのかなと感じます。

【貞廣座長】

御自身でやりたいこともあるだろうけれども、同時に地域の特定に配慮していただきたいということだと思います。

では、副座長、いかがでしょうか。

【中山副座長】

私は教育者ですので、現実の教育現場で、いじめが起こった時どうするかということに一番興味があります。本日はそのことを話し合う時間的余裕もないようなので、できましたら別に機会を設けていただければと思います。実際に学校現場ではいじめが起こっているわけですから、それをどう対処するかというのは非常に大きな問題だと思います。

その前に指摘させていただきたいのが、資料5-1のいじめの態様です。ここにはいろいろないじめの実例が出てきますけれども、やや大ざっぱ過ぎるかなという感じがします。同じいじめの中でも最初の冷やかし、からかい、悪口と、他のものとはかなり種類と程度が違うように思えます。このいじめは、喧嘩や意地悪と同じで、日常的によく起こることでございまして、大人の社会でもあるわけです。もちろん、そのようなことはないに越したことはいいわけですが、自制心を養成する途中的子供たちを対象に、この種のいじめを撲滅しようとしても無理な話ではないでしょうか。学長職についていると、悪口を耳にすることもありますが、それをいじめだと言って騒いでもしようがないでしょう。むしろその種のいじめに対する耐性をどうつけるかを考えたほうが建設的でしょう。悪口

はストレスになりますが、それを平然と受け流すようなストレス耐性をつけるという考え方ですね。それに対して、メールやラインを使った非常に悪質な中傷、無視、仲間外れ、物隠しに代表される日本で多発しているいじめですね。差別とか否定的な感情に支えられ、ターゲットも移動するような、ゲーム感覚でやるいじめ、このような日本のないじめは、絶対にやめさせなきゃだめです。

それからもう一つは金品をたかるとか、カツアゲ、暴力、つかい走りに代表されるいじめ非行があります。これは刑事罰の対象になるようないじめですから、教育者として毅然とした態度で生活指導を行う必要がありますし、叱らないとだめだと思います。

このようにいじめの種類と質によってそれぞれ対応が違うわけですね。全部を一緒に「いじめ」と定義して対応するには無理がありますので、もっときめ細かい分析と対応が必要だと思われます。

それからもう一つは、いじめが起こった時には、ネガティブな対症療法的な対応とポジティブないじめ防止のような心の教育があるわけです。対症療法的と、予防的なことをあわせてやっていかないとだめだと思うのです。予防的なものとしては、学校のクラスや風土づくりで、学校全体でいじめに取り組み、全員が一致した対策をとること。これは主に担任の先生の役割になると思うんですけども、クラス全体の働きかけ。これは特別の教科としての道徳の授業でやってもらってもいいと思うんです。ただし、いじめが起こった時に、学校の担任の先生だけがお一人で対応するには、やはり限界があります。先ほどのお話にもありましたけれども、いじめられている被害者、加害者、それに傍観者の話を聞かなきゃだめですよね。まずは、いじめられている被害者に対してどう救済するかということですが、それには臨床心理士、カウンセラーとの協働が必要となります。被害者の心の傷を癒すには、時間がかかりますが、学校の担任の先生は、1人だけに時間を割けないですね。担任の先生はむしろ学級運営の中でいじめ対策をやっていくほうが本筋だと思われますので、カウンセラーが担当する部分と先生が担当する部分の事業仕分けみたいなことも必要となるでしょう。それから、加害者に対するケアですね。思春期の子ども心性や、家庭環境の問題もあります。また、いじめを見ていながら傍観者、見過ごしているクラスメートに対する指導というのもあります。傍観するという行為はいじめに加担しているということを分からせる必要があります。それから、先生方にはもう一つ、いじめ発見の工夫をしていただく。どうやったらいじめを発見できるかということを意識していただく。このようないろいろないじめの態様を、単に「いじめ」としてひとくくりにしないで、いじめの事例をもっと細かく分析し、それに効果的に対応できるように、教育現場で担任の先生がやるべきこと、学校全体でやるべきこと、校長や教頭先生がやるべきこと、カウンセラーがやるべきことをきちんと分けたジョブ・ディスクリプション、もちろん重なることもあるわけですが、そういうきめの細かい指針づくりみたいなものをしていただくと、実際の学校現場で実際にいじめが起こった時の対処法として参考になるのではないかと思います。

以上です。

【貞廣座長】

ありがとうございます。

先ほど保坂特別委員が、時間に御配慮いただいて、いじめ問題の部分の御説明を、大分コンパクトにしてくださったので、今の副座長の御意見を受けて何か追加で御意見がありましたら、是非よろしくお願ひいたします。

【保坂特別委員】

いえ、お話ししたかった二つ目は今副座長がおっしゃったこと全く同一趣旨です。

【貞廣座長】

ありがとうございます。

【天笠委員】

よろしいですか。

【貞廣座長】

どうぞ。

【天笠委員】

佐藤委員に1点御質問させていただきたいんですけれども、今回の学習指導要領改定で目指すべき理念というのが社会に開かれた教育課程という、御承知のとおりかと思うんですけれども、これに関わって特別支援学校こそ社会に開かれるべきなのではないかと私は思っているんですけれども、私はどういう認識を持っているかというと、むしろ一番社会との関係が閉ざされている。それはある意味で言うと、関係者が意図してやっているということよりもむしろ社会がそうしているという側面もあるんじゃないかなと思うんですけれども、先ほど御紹介したような実情からするならば、特別支援学校こそ社会に開かれるという。しかも、それは児童生徒の時代から社会との関係づくりということにもっと問題意識を持って関わりを持つべきなんじゃないかと。ところが、現実にはなかなか、そうは言うものの、むしろ社会から遠ざかるというか、そういう方のベクトルが働くようなことがここまでだつたと思うんですけれども、改めてこの件について佐藤先生はどんな御認識というか、どんな課題意識をお持ちなのかどうなのか。その上で、社会との接点を持つような特別支援学校のあり方ですか、そこら辺について、お考えがありましたら聞かせていただければというふうに思います。お願ひします。

【貞廣座長】

佐藤委員、お願ひいたします。

【佐藤特別委員】

御質問ありがとうございました。それこそ私が学生時代は、当時は養護学校と呼んでおりましたけれども、養護学校をつくるというと、建設反対運動が各地で起こるような、そういう時代状況でございました。ですから、今も見ていただければわかりますように、どちらかというと、駅から離れたところに立地しています。自立と社会参加が大きな目的ですから、本来ならばこの子たちこそ駅からアクセスのいいところで、自分で通えるようなところにつくるべきだろうと思っております。けれども、そんな歴史的な経過もございます。

今御指摘のあった社会に開かれた教育課程という観点から申しますと、知的障害教育というのは、そもそも今申しましたように、社会に参加すること大きな目標②取り組んできた経過もございます。各学校、これまで様々な努力はされていて、この業界の用語で言えば、交流及び共同学習という取組があります。今は居住地校交流と言って、その子が本来ならば行くはずの小学校、中学校等との交流を図ったりとか、あるいは各学校でも地域の方々と連携した様々なイベントを企画したりとか、さらには高等部ぐらいになりますと、社会参加を見通して、作業学習といいまして、様々な作業製品をつくったりするわけですね。それを様々な駅や、あるいはショッピングモール等で販売する機会を設けながら、地域に売って、社会に開いていく、知ってもらう。これは広義の交流及び共同学習だろうなというふうに自分自身は思っております。

ですので、今まで我々が積み重ねてきた、特に知的障害特別支援学校が積み重ねてきた歴史があります。それらをますます発信していくことが結果的にこの子たちの障害者理解教育は一今年力を入れていますということで、第2次計画の方でお話がありましたけれども一さらに、交流及び共同学習と

いうのは、この子たちの一番力を発揮している部分を見てほしいんですね。ただ儀式的に会って何かするということではなくて、この子たちが一番真に力を発揮している部分を見ていただきたい。それはまことにつくった作業製品ですとか、あるいは出し物等を地域社会の人たちに幅広く見ていただくというところが大事になると思います。この方向性をさらに発展させていくことが「社会に開かれた教育課程」の取組になるだろうと私は思っております。

以上です。

【天笠委員】

それで、私は県の方の検討をお願いしたい一つとしては、先ほどコミュニティ・スクールと申し上げましたけれども、特別支援学校こそコミュニティ・スクール、あるいはコミュニティ・スクールの検討に特別支援学校を外に置かないで、一体となって御検討のテーマにしていただければというふうに思います。

以上です。

【貞廣座長】

ありがとうございます。本来であれば、特別な配慮が必要なお子さんこそ地域の中で育っていく必要性があるんですけども、今おっしゃったような経緯で、なかなかそうはいかない部分があるので、まさにサポートが必要な部分になろうかと思います。

追加で御意見等ございますでしょうか。保坂委員、どうぞ。

【保坂特別委員】

済みません。レジュメで、後でと言って飛ばしてしまったところをつけ加えさせていただきたい。子どもの貧困問題のところに児童福祉関係機関出向者というふうに書いたのは、これも千葉県が早くから教員の方々で児童相談所等に出向という非常に珍しいシステムを持っていて、おそらく既に100人以上の児童相談関係の実務をやっている教員が県内にいます。それぞれの方は、既に管理職もいて、御活躍いただいているんですけど、その方々を今後子どもの貧困問題、児童福祉と学校教育の連携が必要な時に重要なリソースなので、組織的な活用をお願いしたいということです。担当が教育総務課なので、昨年名簿をつくっていただいたんですけど、そういう名簿が広がると、その方々を是非教育委員会として研修講師など組織的に活用できると思いますので、よろしくお願ひいたします。

【貞廣座長】

どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。大田委員、どうぞ。

【大田委員】

様々にお話を伺っていますと、専門家の見地から先生方がおっしゃっている千葉県は様々な取組が既にたくさん行われているというお話を伺うことができました。また、先ほどの特別支援学級の話なんかですと、実際に様々なところでよく動いているという言い方も変ですけど、全てきちんとではなくて、いろいろなフォローの手が差し伸べられているというのは、保護者の声からも感じます。ただ、自治体の体力で、そういったところのバランスがとても悪くなりつつあるという中で、これから県が大きく旗を振っていただく機会というのが増えてくるのかなというのも様々に話を聞いていて思います。今回、こういうお話を聞けた中できちんと良い人材であったり、様々な活動であったりを形骸化しないでというところが出たかと思うので、是非形骸化しないで活用していったり、実際にきちんと動くように整えていただくというところは、こういう機会には是非お願いしていきたいなというふうに感じました。

以上です。

【貞廣座長】

明石委員、どうぞ。

【明石特別委員】

一つ、さっきのいじめの問題で、県は多分顧問弁護士を持っていますね。市町村の教育委員会に是非顧問弁護士を用意していただくと、校長先生が助かる。実は、品川区でいじめで、私は事故調査委員長をしたんですけども、刑事事件はよかったですけど、民事で訴えられまして、校長と中1の担任と教育長、いじめた6人がみんな訴えられたんですよ。私は、地裁に初めて呼ばれましたよ。委員長だから。1時間半の両方の原告と被告から全員。だから、原告は弁護士1名なんですよ。被告の方は6人のお子さんが6名の弁護士。教育委員会は3人の弁護士を用意しているんですよ。それが口コミで、いじめができると、校長と担任も訴えられるとなってくるんですね。ますますさっき副座長がおっしゃったように、毅然とできないんですよ。必ず市町村の教育委員会で顧問弁護士を用意していますというリスク管理を出してくれると助かる。

【貞廣座長】

そうですね。なかなか財政力の問題もあり、財務当局がうんとおっしゃってくださらないとというところはあると思うんですけど、だからこそ県の方で支援的に是非配置をしてほしいというようなことを言っていただきたいということですね。先生、最後に。

【中山副座長】

いや、座長の御指摘で十分だと思われます。

【貞廣座長】

よろしいですか。ありがとうございます。私もどちらの特別委員の先生方の御意見も大変勉強になりました。不登校問題については千葉県は大変すぐれた前史があるということを伺いました。千葉県は、シャイで謙虚なので、あんまりすごいぞと言わないんですけども、すぐれた前史があるということは大変な強みですので、是非この辺りを生かしていただきたいということと、佐藤委員の御意見については、私、教員養成課程にありますので、そちらでもきちんとやらなきゃいけないと、自己反省も含めて、受けとめさせていただきました。

あと最後に、いじめ問題のことで、保坂特別委員の方から第三者委員会の問題が出されましたけれども、こちらの交通整理についてもなかなか個別の市町村で及ばない部分があろうかと思いますので、是非県の教育委員会の方でサポートをしていただければというふうに思います。

以上でございます。

それでは、協議についてはここまでにさせていただきたいと思います。これで本日の協議については終了となります。先ほど事務局の方に質問が出ましたけれども、本日お答えできる部分だけお答えいただけますでしょうか。

【教育政策課長】

それでは、先ほど天笠委員の方から御質問のあったことについてでございますけれども、一つは教員養成課程、小学校の分ですね。倍率ということで、前回は平成30年度、今年度教員のものについて、倍率の計算の仕方としましては志願者数を2次選考の合格者数で除したものでございますが、これで2.8倍ということでございます。ちなみに、今年度はまだ正式にいろいろな数字を出しておりませんが、募集人員に対しては小学校で3.01倍というような小学校の状況になってございます。

それから、働き方改革についてのデータでございますが、昨年度と今年度、調査の対象とか、期間等が異なりますので、直接比較はちょっと難しいところがございますが、月当たり、正規の勤務時間

を80時間を超えるものの割合ということで、教諭等で小学校で言うと13.2%、中学校で36.4%、高等学校で30.2%、特別支援学校で1.4%ということでございます。

正規の勤務時間を超えた在校時間でございますけれども、これは小中、比較がございますが、平成29年度、小学校は2時間42分で、今年度については2時間56分。これは6月1日から30日ということでございます。それから、中学校は昨年度3時間6分、今年は3時間24分と。それから、高等学校につきましては、週休日等含むということでございますが、平成29年度が2時間5分、今年度が2時間1分、若干減っております。特別支援学校は1時間27分、今年度は1時間14分ということでございます。また詳しいデータ等、次回示せねば示したいと思います。

以上でございます。

【貞廣座長】

天笠委員、よろしいですか。ありがとうございます。引き続き改善を是非模索していただければと思います。ありがとうございます。

それでは、教育長、最後に何か御意見ありますでしょうか。

【教育長】

済みません。失礼いたします。委員の先生方、長時間の討議、ありがとうございます。また、3人の特別委員の先生方、非常に興味深い発表ありがとうございます。学校指導体制の整備、いじめ不登校、特別支援、魅力ある学校づくりということで、非常に広範なテーマで、どうなるのかというふうに冒頭心配しておりましたけれど、前回にまさるとも劣らぬ刺激的な御意見を伺わせていただくことができたかなというふうに思っております。

特に保坂先生と佐藤先生の発表については千葉県がこれまでやってきたことを評価いただいて、全国の中でも進んでいると。その上でまたこれまででは対応できない新しい幾つかの観点なり、領域を提示いただいたかというふうに思っております。これまでの強みを生かしながら、どこまで千葉県が全国に先んじてチャレンジできるのかということが問われているんだろうというふうに思っておりますので、私ども県教育委員会としてしっかりとそのところを向き合っていきたいというふうに思っております。

また、明石先生の御発表の中では、特に学校ということをしっかりと組織体として捉えろという御指摘かなというふうに思っております。これまでとかく学級経営という言葉を耳にすることはあったんですけど、鍋ぶた以外の形でどうやって学校という組織体を有機的に理解して回していくかということについて、我々、国も含めて、研究なり、理解が不十分だったのかなというふうに思っております。チーム学校というふうに言われておりますが、単にかけ声だけでなく、校長から教諭、また、いろいろなスタッフがどういう形で有機的に一つの組織体をつくっていくのかということをしっかりと我々も研究していきたいというふうに思っております。その上で、地域との連携というのが今回大きな問題提起ではなかったかなというふうに思っております。コミュニティ・スクールとか、支援本部、ございますので、これは第3期に向けての一つの大きな鍵だというふうに受け取っておりますので、私どもとして基本計画に向けて、しっかりと勉強していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、多岐にわたる御指摘いただきましたので、座長の方からしっかりと事務局で整理せよという宿題を承っておりますが、座長とも御相談させていただきながら、さらにまたこれから我々としても勉強していきたいというふうに思っております。今日はどうもありがとうございました。

【貞廣座長】

ありがとうございます。

4 今後の会議の流れについて

【貞廣座長】

それでは最後に今後の会議の流れなどについて、事務局から御説明をお願いいたします。

【教育政策課長】

それでは、懇話会の今後の日程につきまして御説明いたします。資料は10になります。資料の10をごらんください。

次回会議でございますが、11月2日午後5時から前回開催いたしましたホテルポートプラザちばで開催を予定しております。会議のテーマは家庭・地域の教育力の充実と活用と体育・スポーツと文化の振興を予定しております。そこにはあくまでも視点例ということでございますが、意見交換の視点例として、国の第3期教育振興基本計画に示されている人生100年時代を見据えた生涯学習の推進や、障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等挙げましたが、委員の皆様から様々な視点で御意見を頂戴したいというふうに思っております。

最後に、5回目につきましては来年1月11日に千葉県教育会館で開催を考えております。千葉県の教育の課題と論点の整理、まとめをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

【貞廣座長】

ありがとうございます。ただいま事務局から御説明いただきました今後の進め方について何か御意見ございますでしょうか。特にないようでしたら、本日は大変刺激的で貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。私の進行が不十分で若干時間をオーバーいたしまして、大変申しわけございませんでした。長時間にわたり議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。

では、進行を事務局にお渡しいたします。

5 閉会

【司会】

ありがとうございました。

本日の議事内容につきましては、議事録を作成し、千葉県教育委員会のホームページで公表いたします。公表する内容につきましては、後日確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第3回懇話会を終了いたします。本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。